

別表第2

第2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	改札口を設ける場合においては、第1の項の表15の項に定める構造の改札口を1以上設けること。
2 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、第1の項の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(3) 1の項に定める構造の改札口から一の乗降場に至るすべての通路等に高低差がある場合においては、当該通路等のうち1以上の通路等に第1の項の表2の項第5号に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 改札口から各乗降場に至る通路等のうち、それぞれ1以上の通路等に誘導用床材を敷設すること。</p>
3 昇降機	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上ある停車場等の1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第1の項の表4の項第2号に定める構造に準じた構造のエレベーターを設けること。
4 乗降場	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 両端には、落下を防止するためのさくを設けること。</p> <p>(3) 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
5 便所	不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、第1の項の表5の項に定める基準に適合する便所とすること。
6 案内標示等	案内標示等を設ける場合においては、第1の項の表18の項に定める基準に適合する案内標示等を設けること。

### 第3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
<p>1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）</p>	<p>歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、歩道にあつては2メートル以上、自転車歩行者道にあつては3メートル以上とすること。</p> <p>ロ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。</p> <p>ハ 排水溝を設ける場合においては、車いす使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>ニ 横断歩道及び歩道等の巻込部における歩道等と車道とのすりつけ部は、高齢者、障がい者等及び要配慮者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>ホ 周辺的生活関連施設の設置状況に応じて、視覚障がい者を誘導するためのブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものに限る。以下「誘導用ブロック」という。）及び視覚障がい者の注意を喚起するためのブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものに限る。以下「注意喚起用ブロック」という。）を敷設すること。</p> <p>ヘ 周辺的生活関連施設の設置状況及び利用状況に応じて、積雪時の円滑な利用を確保するための融雪装置を設けること。</p>
<p>2 横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。）</p>	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ハ 階段及び傾斜路並びにそれらの踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ニ 周辺的生活関連施設の設置状況に応じて、誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを適切に敷設すること。</p>

第4 公園等に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 幅は、内法（のり）を<b>120センチメートル</b>以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、第1の項の表3の項に定める構造に準じた構造とするとともに、二に定める基準に適合する傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ニ 出入口に傾斜路を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 幅は、内法（のり）を<b>120センチメートル</b>以上とすること。</p> <p>(ロ) こう配は、<b>8.5パーセント</b>以下とすること。</p> <p>(ハ) こう配が3パーセント以上である部分がある場合にあつては、踏幅が<b>150センチメートル</b>以上の踊場を設けて当該部分が<b>50メートル</b>を超えて連続しないようにすること。</p> <p>(ニ) 手すりを設けること。</p> <p>(ホ) 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(ヘ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(ト) 傾斜路の上端に近接する園路等及び踊場の部分には、注意喚起用ブロックを敷設すること。</p> <p>ホ 車止めのさくを設ける場合においては、当該さくは、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。</p> <p>ロ 幅は、<b>120センチメートル</b>以上とすること。</p> <p>ハ こう配は、4パーセント（地形の状況等によりやむを得ない場合にあつては、<b>8.5パーセント</b>）以下とすること。</p> <p>ニ こう配が3パーセント以上である部分がある場合にあつては、踏幅が<b>150センチメートル</b>以上の踊場を設けて当該部分が<b>50メートル</b>を超えて連続しないようにすること。</p> <p>ホ 排水溝を設ける場合においては、車いす使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>ヘ 段を設ける場合においては、第1の項の表3の項に定める構造に準じた構造とするとともに、1の項ニに定める基準に適合する傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ト 誘導用ブロックを適切に敷設すること。</p>
3 便所	<p>不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、第1の項の表5の項に定める基準に適合する便所とすること。</p>
4 駐車場	<p>不特定又は多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、第1の項の表6の項に定める基準に適合する駐車場とすること。</p>
5 案内標示等	<p>案内標示等を設ける場合においては、第1の項の表18の項に定める基準に適合する案内標示等を設けること。</p>
6 ベンチ	<p>公園等を利用する者の休憩の用に供するためのベンチを適切な位置に設けること。</p>
7 附帯設備	<p>野外卓、水飲み器、自動販売機、公衆電話設備、券売機その他の設備を設ける場合においては、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できる構造とすること。</p>

第5 駐車施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
路外駐車場	<p>(1) 出入口（自動車のみの用に供するものを除く。）のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 幅は、内法（のり）を<b>120</b>センチメートル以上とすること。</li> <li>ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</li> </ul> <p>(2) 次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 前号に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</li> <li>ロ 幅は、<b>350</b>センチメートル以上とすること。</li> <li>ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</li> </ul> <p>(3) 第1号に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路は、第1の項の表7の項第1号から第4号までに定める構造とすること。</p>